

鳴門教育大学体育施設使用心得

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

平成22年2月24日改正

平成22年3月24日改正

体育施設を使用する者は、鳴門教育大学体育施設使用規程（平成16年規程第68号）に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

（共通事項）

- 1 使用責任者は、使用許可を受けた日時等を変更しようとするときは、速やかに学生課に届け出て学長の許可を受けること。
- 2 使用責任者は、使用開始の直前に学生課（執務時間外にあつては「本部棟警務員室」以下同じ。）から鍵を受け取り、使用後は整理、整頓し、原状に復したのち施錠して学生課に返却すること。
ただし、プールの使用に関しては、別に定める。
- 3 喫煙及び飲食は、施設外の所定の場所で行うこと。
- 4 火災、負傷その他事故が発生した場合及び施設、設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させた場合は、直ちに学生課に通報すること。
- 5 体育施設内では、各自事故防止のため十分に注意し、かつ、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 6 その他本学職員の指示に従うこと。

（体育館）

- 1 必ず上履きを使用することとし、下履きは下足箱に入れること。
- 2 更衣室のロッカーは、共同で使用することとし、所持品は、各自の責任で保管すること。

（テニスコート）

- 1 コート内は、テニスシューズ以外では入らないこと。
- 2 オムニコートの使用後は、必ずブラシを使用して整地作業を行うこと。

（陸上競技場・野球場）

- 1 雨天等により地面が軟弱な場合は、使用しないこと。

附 則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から実施する。